県道の構造の基準について

1 あらまし

これまで、道路を新設又は改築する場合の構造の基準については、政令(以下、道路構造令)により定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により道路法が改正され、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(通行する自動車の種類、建築限界及び橋等の自動車荷重に対する必要な強度の基準を除く)については、道路構造令で定める基準を参酌して、道路管理者(地方公共団体)の条例で定めることになりました。

このため、本県では2のとおり、「法令の規定により条例に委任された基準等に 関する条例」の中で、県道の構造の基準を定めました。

2 条例で定めた県道の構造の基準

これまでの道路構造令では、平地部の県道は原則2車線以上で整備することとされていましたが、今回の条例制定にあたり、平地部の県道でも、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1車線で整備することができることとしました。

それ以外の基準については、道路構造令で定める基準と同じ基準としました。

【法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例】(抜粋)

(県道の構造の基準)

- 第25条 法第30条第3項の規定による条例で定める県道の構造の技術的基準は、 道路構造令(昭和45年政令第320号。以下この節において「政令」という。)で 定める基準をもって、その基準とする。
- 2 前項の基準の適用にあっては、政令第3条第2項本文の規定により第3種第3 級に該当する平地部の県道は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得な い場合においては、第3種第5級に区分することができる。

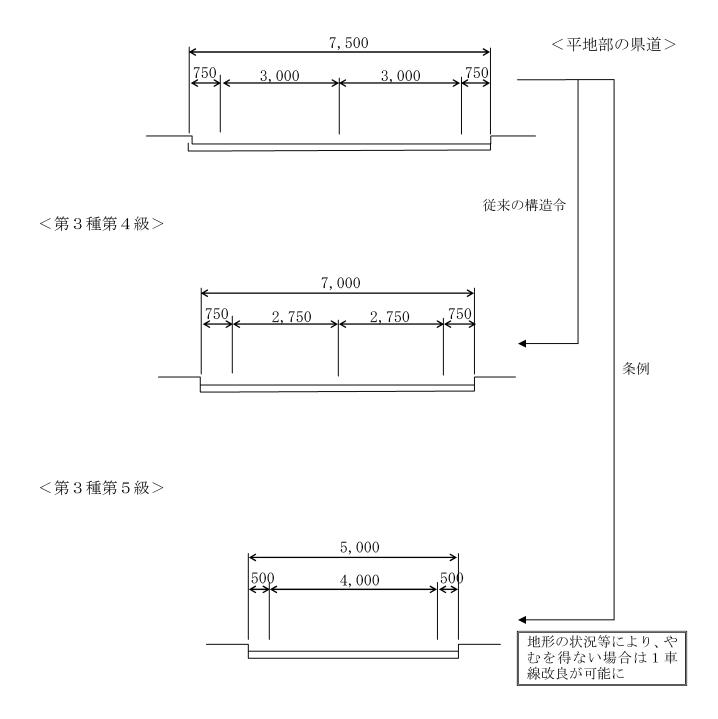
附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

第3種第3級~第5級の道路の標準的な幅員構成

<第3種第3級>



第24条 道路法(昭和27年法律第180号。以下この節において「法」という。)第24条の3の規定による標識は、 道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第3条の2に定めるところにより設けるものとする。

(県道の構造の基準)

- 第25条 法第30条第3項の規定による条例で定める県道の構造の技術的基準は、道路構造令(昭和45年政令第320号。以下この節において「政令」という。)で定める基準をもって、その基準とする。
- 2 前項の基準の適用にあっては、政令第3条第2項本文の規定により第3種第3級に該当する平地部の県道は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3種第5級に区分することができる。

(立体交差とすることを要しない場合)

第26条 法第48条の3ただし書の規定による条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、道路法施行 令 (昭和27年政令第479号) 第35条第1号及び第3号に掲げる場合とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法第7条の2第4項の規定により既存の病床数及び申請に係る病床数の補正を行う場合並びに同条第5項の規定により既存の病床数を算定する場合における第5条及び第6条の規定の適用については、当分の間、第5条中「第30条の33」とあるのは「第30条の33及び第48条」と、第6条中「第2条の2」とあるのは「第2条の2及び第48条」とする。
- 3 第8条及び第9条の規定の適用については、当分の間、第8条中「第21条で」とあるのは「第21条並びに 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第20条及び第22条で」と、第 9条中「第21条の2第2項から第4項まで及び第21条の4」とあるのは「第21条の2第4項及び第21条の4 並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第23条」とする。

義務付け及び枠付けの見直し並びに権限移譲に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。 平成24年3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第5号

義務付け及び枠付けの見直し並びに権限移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23号)の一部を次のように改正する

第2条の次に次の1条を加える。

(普通県営住宅の整備基準)

- 第2条の2 法第5条第1項及び第2項の規定による条例で定める整備基準は、次項から第4項までに掲げるもののほか、公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号)で定める基準をもって、その基準とする。
- 2 普通県営住宅及び法第2条第9号に規定する共同施設の建設に当たっては、再生が可能な資源の活用、 エネルギーの消費の抑制、敷地の緑化等に努めることにより、環境の保全に配慮するものとする。
- 3 普通県営住宅の建設に当たっては、型式及び仕様がそれぞれ異なる住戸を組み合わせ、様々な構成の世帯及び年齢の者が入居できるようにすることにより、高齢者等が安心して生活できるよう配慮するものとする。
- 4 普通県営住宅の敷地内に児童遊園又は集会所を設ける場合は、入居者に加えて、その周辺の地域の住民が利用できる施設とするものとする。
- 第7条第2号中「その他の」を「その他」に改め、同号イ中「政令第6条第1項第2号に掲げる」を「その障害の程度が規則で定める程度である」に改め、同号ウ中「政令第6条第1項第3号に掲げる」を「その障害の程度が規則で定める程度である」に改め、同号クを次のように改める。
 - ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力 防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

重要構造物等の設計協議について

みだしに関し橋梁については従前より主管課協議をおこなってきましたが、 設計成果品の品質向上、職員の技術力向上を図るため、他の重要構造物等についても実施しますので、よろしくお願いします。

1. 対象

①法面対策

現地踏査、地質調査、土質定数の設定根拠、工法比較、維持管理性等整理の上、協議のこと。

②軟弱地盤対策

地質調査、軟弱地盤の範囲の設定根拠、軟弱地盤の評価(安定、沈下、変形)、工法比較(軟弱地盤上の土工構造物を含め)等整理のこと。

③カルバート

要求性能、荷重条件、地下水位、上げ越しの必要性検討(軟弱地盤などの場合)等整理のこと。

④ルート

新規事業評価を受ける前年度(又は、地元提示前)に、種級区分、設計速度、コントロールポイント等を整理の上協議のこと。

- ※1 ①~③について、設計計算を伴うものに限る。
- ※2 国道・県道事業に限る。(街路事業は必要に応じ実施)
- ※3 道路改築延長 1,000m 以上の箇所、トンネルは、別途、技術検討会で審 査する。

2. 協議方法

- 一連の資料が出来たら、担当までご連絡下さい。(細かい電算のアウトプットは不要です)
- ・ 設計の流れは、事務所担当職員からご説明下さい。
- ・ コンサルの同席は、事務所でご判断下さい。

[適用時期]

平成 27 年 9 月以降発注の設計業務 (ただし、平成 27 年 9 月以前発注分でも間に合う案件については、積極的にご協議下さい。)

道路街路課

道路改良事業におけるルート、トンネル、橋梁に関する 技術検討会の設置について(案)

1. 設置目的

道路改良事業は、適切な工法選定やコスト縮減に加えて、事業途中での大幅な増工 や手戻りを最小限にとどめることが求められる。

そのため、ルート選定においては、公共施設、災害危険箇所等のコントロールポイントを的確に把握・設定するとともに、現地での地質・地形条件や工事用道路等の仮設計画なども考慮し、検討を進める必要がある。また、工事費が土工部に比べ割高となるトンネル・橋梁の設計においては、地質・地形や設計条件を考慮した区間設定、架設計画を含めた形式選定、維持管理への配慮等を適切に行う必要がある。

よって、道路概略設計・予備設計、トンネル・橋梁予備設計段階において、評価項目を設定した上で、複数案を比較検討し、最適な計画を選定することを目的に、庁内に技術検討会を設置する。

2. 検討対象

(1) ルート

補助国道および県道において、<u>道路改築延長1,000m以上</u>の新規事業化を予定している区間(都市計画決定されている区間は除く。)

(2)トンネル

ルートに含まれるトンネル構造

(3) 橋梁

事業化されている区間の<u>橋長100m以上*の橋梁、ただし橋長100m未満でも</u>トラス橋、アーチ系橋梁など形式が特殊な橋梁は対象とする。

※:道路局所管補助事業において、国と橋梁タイプヒアリングが必要な橋梁の延長

3. 検討時期

(1) ルート

予備設計完了まで。 (概略設計段階で公表を予定している場合は、公表まで)

(2)トンネル

予備設計完了まで。ただし、予備設計完了後、構造を見直す予定のものは、詳細設計時。

(3)橋梁

予備設計完了まで。ただし、予備設計完了後、構造を見直す予定のものは、詳細設計時。

4.検討の視点

(1) ルート

区間・延長の考え方、道路規格、設計速度、標準断面図、事業費、コントロールポイントなど事業計画全般

(2)トンネル

トンネル区間の設定方法、坑口の位置、支保パターンの妥当性、電気設備の 設定方針 等

(3) 橋梁

橋梁一般図、橋梁タイプ比較表(LCC 含む)、設計条件(荷重、幅員、交差 条件、河川協議、地質、架設方法)等

5. 技術検討会の構成員

別添のとおり。

6. 技術検討会の位置づけ

平成27年度から試行的に実施し、平成28年度までの本格実施を目指す。

技術検討会構成員名簿(案)

	役 職	区分①**1	区分②**2
県土整備部長	© ^{*3}	_	
土木局長	O _{*3}	0	
計画参事	0	0	
技術企画課長	0	0	
道路街路課長	0	0	
道路保全課長	0	0	
関係土木事務	0	0	
事務局	県土整備部土木局道路街路課		
す 伤问	関係土木事務所道路担当課		

※1:区分①= 地域高規格道路など事業規模が大きいものの都市計画決定を行わないルート

※2:区分②= 区分①以外のルート、トンネル構造、橋梁タイプ

※3: ◎:委員長、○:委員

※4:橋梁の立地状況等を勘案し、必要に応じて構成員を追加する場合がある。

事 務 連 絡 平成 29 年 5 月 23 日

県土整備部土木局各課室長 様

県土整備部土木局長

開通式等記念式典への出席者について(通知)

標記について、今後は下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、運用にあたっては、事業規模が小さくても県民に与える影響が大きい 事業もあることから、柔軟に対応いただくようお願いします。

記

1 開通式等記念式典への出席者について(基本ルール)(別紙)

開通式等記念式典への出席者について(基本ルール)

				国会議員		
区分		県	国土交通省**2	衆議院 (選挙区内)	参議院 (選挙区内)	衆議院・参議院 (比例、他選挙区)
県事業	①事業費 100 億円以上で 特に広報効果等が高い*1	知事 (知事欠席の場合、副知事)	本省幹部 (政務3役、技監、局長等)	案 内	案 内	必要に応じ案内 (事業への関心等)
	②事業費 100 億円以上で ①以外	理事、部長等(理事、部長、県民局長等、局長)	地方整備局、本省課長	案 内	案 内	必要に応じ案内 (事業への関心等)
	③事業費 50 億円以上で 特に広報効果等が高い ^{※1}			来 PJ		
	④その他	県民局長等 (県庁所管課長も出席)	出先事務所長	案 内	必要に応じ案内 (事業への関心等)	必要に応じ案内 (事業への関心等)
業 _	①本省幹部が出席	知事 (知事欠席の場合、副知事)	本省幹部 (政務3役、技監、局長等)	案 内	案 内	必要に応じ案内 (事業への関心等)
	②地方整備局(主に担当部 長)または本省課長が出席	理事、部長等 (理事、部長、県民局長等、局長)	地方整備局、本省課長(地方整備局は主に担当部長)	案 内	必要に応じ案内 (事業への関心等)	必要に応じ案内 (事業への関心等)
	③出先事務所長が出席	県民局長等 (県庁所管課長も出席)	出先事務所長	案 内	必要に応じ案内 (事業への関心等)	必要に応じ案内 (事業への関心等)

^{※1} 例えば、地域高規格道路以上、1km以上のトンネル、500m以上の橋梁、ダム、大規模な河川改修・災害復旧など

^{※2} 地方整備局との調整により決定